

医推第3533号
令和2年8月21日

(公社)岡山県医師会長 殿

岡山県保健福祉部長



病院、診療所又は助産所と産後ケアセンターとの併設について

保健医療行政の推進につきましては、平素から御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、令和2年8月5日付け、医政発0805第1号及び子発0805第4号で厚生労働省医政局長及び同省子ども家庭局長から連名で別添のとおり通知がありましたので、御了知の上、貴会員に周知をお願いします。

なお、本通知につきましては、次のホームページに掲載しておりますことを申し添えます。

記

【岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ】

<http://www.pref.okayama.jp/hoken/hohuku/tuuchi/top.htm>



医政発 0805 第 1 号
子 発 0805 第 4 号
令和 2 年 8 月 5 日

各

都 道 府 県 知 事
保健所設置市市長
特 別 区 区 長

 殿

厚生労働省医政局長
厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

病院、診療所又は助産所と産後ケアセンターとの併設等について

「母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第 69 号。以下「改正法」という。）」が令和元年 12 月 6 日に公布され、「母子保健法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和 2 年政令第 195 号）」により改正法の施行期日が令和 3 年 4 月 1 日と定められ、「母子保健法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 149 号）」とともに、同日に施行されることになった。

改正法の趣旨等については、「「母子保健法の一部を改正する法律」の施行について」（令和 2 年 8 月 5 日付け子発 0805 第 3 号子ども家庭局長通知）によりお示ししたところであるが、病院、診療所又は助産所と産後ケアセンター（改正法による改正後の母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 17 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「産後ケアセンター」をいう。）とを併設する場合等については、下記の事項に留意されたい。また、都道府県におかれては、管内市町村への周知をして頂くようお願いする。

記

1 病院、診療所又は助産所と産後ケアセンターとの区分について

病院、診療所又は助産所と産後ケアセンターについては、患者等に対する治療、出産後 1 年を経過しない女子及び乳児に対する産後ケアその他のサービスに支障がないよう、表示等により病院、診療所又は助産所と産後ケアセンターとの区分を可能な限り明確にすれば、併設（病院、診療所又は助産所の同一敷地内（産後ケアセンターが設置されている施設において助産所の届出をしている場合を含む。）又は隣接する敷地内（公道をはさんで隣接している場合を含む。）に産後ケアセンターを開設していることをいう。）が可能であること。

2 病院、診療所又は助産所に係る施設及び構造設備と産後ケアセンターに係る施設及び設備との共用について

- (1) 病院、診療所又は助産所に係る施設及び構造設備と産後ケアセンターに係る施設及び設備は、次に掲げる施設等を除き、それぞれの基準を満たし、かつ、各施設等の患者等に対する治療、出産後1年以内の女子及び乳児に対する産後ケアその他のサービスに支障がない場合に限り、共用（日常的に継続して利用可能な状態にあることをいう。）が認められること。

① 病院、診療所又は助産所の診察室

② 手術室

③ 処置室（機能訓練室を除く。）

④ 病院、診療所の病室又は助産所の入所室（以下「病室等」という。）

⑤ エックス線装置等

ただし、この場合にあっても、各施設等を管理する者を明確にしなければならないこと。

なお、空いている病室等を一時的に産後ケアセンターに貸し出すことは、日常的に継続して利用可能な状態とするものではないことから、共用に当たるものではなく、患者等に対する治療等に支障がない場合においては、引き続き、認められるものであること。

- (2) (1)の判断に当たっては、共用を予定する施設についての利用計画等を提出させるなどにより確認すること。

- (3) 共用を予定する病院、診療所又は助産所に係る施設及び構造設備に対して医療法(昭和23年法律第205号)第27条の規定に基づく使用前検査、使用許可を行うに当たっては、共用することによって同法に定める基準を下回ることのないよう十分に注意すること。

- (4) 現に存する病院、診療所又は助産所に係る施設及び構造設備と現に存する産後ケアセンターに係る施設及び設備とを共用する場合には、医療法等に定める所要の変更手続を要すること。

- (5) 関係法令の規定に基づく許可等を行うに当たっては、病院、診療所、助産所、産後ケアセンターそれぞれを所管する関係課間で十分協議の上、取り扱うこと。

3 人員について

- (1) 病院、診療所又は助産所の助産師、保健師、看護師その他の従業者と産後ケアセンターの助産師、保健師、看護師その他の従業者とを兼務するような場合は、それぞれの施設の人員に関する要件を満たすとともに、兼務によって患者等に対する治療、出産後1年以内の女子及び乳児に対する産後ケアその他のサービスの提供に支障がないように注意すること。

- (2) 病院、診療所又は助産所に係る施設及び構造設備と産後ケアセンターに係る施設及

び設備との共用により、従業者の人員配置に変更のあるときは、医療法等に定める所要の変更手続を要すること。

- (3) 従業者数の算定に当たっては、それぞれの施設における勤務実態に応じて按分すること。ただし、管理者が常勤を要件とする場合について、病院、診療所又は助産所と併設する産後ケアセンターの管理者を兼ねている場合にあっては、当該者を常勤とみなして差し支えないこと。

子 発 0805 第 3 号
令和 2 年 8 月 5 日

各 { 都 道 府 県 知 事
保健所設置市市長
特 別 区 区 長 } 殿

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「母子保健法の一部を改正する法律」の施行について（通知）

「母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第 69 号。以下「改正法」という。）」が令和元年 12 月 6 日に公布され、「母子保健法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和 2 年政令第 195 号）」により法の施行期日が令和 3 年 4 月 1 日と定められ、「母子保健法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 149 号。以下「改正規則」という。）」とともに、同日に施行されることになった。

ついては、本法の趣旨及び内容等は下記のとおりであるので、御了知の上、都道府県におかれては、管内市町村にも周知して頂くようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

記

第 1 改正の趣旨

近年、核家族化や晩婚化、若年妊娠等によって、産前産後の身体的・精神的に不安定な時期に家族等の身近な人の助けが十分に得られず、不安や孤立感を抱いたり、うつ状態の中で育児を行う母親が少なからず存在している状況である。

産前産後の母親の育児不安やうつ状態が、子どもの虐待の誘因になることも指摘されており、産後の育児を家庭のみに任せるのではなく、母親の孤立を防ぎ、生活している地域で様々な支援を行うことが重要な政策課題である。

このため、本法は、家族等から十分な育児等の支援が得られず、心身の不調や育児不安等を抱える出産後 1 年以内の母親とその子を対象に、助産師等の看護職が中心となり、母親の身体的回復や心理的な安定を促進するとともに、

母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかに生活できるよう支援するため、産後ケア事業の全国展開を図ることを目的としたものである。

第2 改正内容及び留意事項

1 産後ケア事業の努力義務

(1) 改正内容

市町村は、出産後1年を経過しない女子及び乳児の心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話又は育児に関する指導、相談その他の援助（以下「産後ケア」という。）を必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児につき、次のアからウのいずれかに掲げる事業（以下「産後ケア事業」という。）を行うよう努めなければならないこと。（改正法による改正後の母子保健法（昭和40年法律第141号。以下「法」という。）第17の2第3項関係）

ア 短期入所事業

- ・ 病院、診療所、助産所その他厚生労働省令で定める施設であつて、産後ケアを行うもの（以下「産後ケアセンター」という。）に産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児を短期間入所させ、産後ケアを行う事業（法第17条の2第1項第1号）
- ・ 法第17条の2第1項第1号の厚生労働省令で定める施設について、病院、診療所又は助産所以外の施設であつて、2の実施基準（短期入所に係る基準に限る）を満たすものとして、市町村長が相当と認めるものとする。こと。（改正規則による改正後の母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号。以下「規則」という。）第7条の2）

イ 通所事業

- ・ 産後ケアセンターその他の厚生労働省令で定める施設に産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児を通わせ、産後ケアを行う事業（法第17条の2第1項第2号）
- ・ 法第17条の2第1項第2号の厚生労働省令で定める施設について、以下に掲げるものとする。こと。（規則第7条の3）
 - （ア）産後ケアセンター
 - （イ）子育て世代包括支援センター
 - （ウ）市町村保健センター
 - （エ）その他市町村長が相当と認める施設

ウ 訪問事業

産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児の居宅を訪問し、産後ケアを行う事業（法第17条の2第1項第3号）

(2) 留意事項

ア 市町村における実施方法

市町村においては、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができることのほか、単一市町村での実施が困難な場合には、複数の市町村が連携して整備等を行うことにより、各市町村の負担軽減を図ることが考えられること。

イ 利用者の決定に関する留意事項

- ・ 利用者の決定に当たっては、仮に母子に同居家族が存在しても、産婦や乳児に対する支援を十分行うことができないことも想定されることに鑑み、同居家族の有無等にかかわらず、子育て世代包括支援センターや産婦健康診査での相談等によって、支援が必要と認められる場合には積極的に事業の利用を勧奨することが望ましいこと。
- ・ また、多胎児家庭の場合は、日常生活や外出に困難を伴うため、子育て世代包括支援センターや母子保健担当部署の職員が、妊娠届出時に加え、新生児訪問などを通じ、直接自宅に訪問する際、事業の説明と併せて、本事業の申請を受け付けるなど、その状況に配慮した柔軟な対応を可能とすること。

ウ 出産後1年を経過しない女子及び乳児の考え方について

- ・ 法第17条の2においては、本事業に関する市町村の努力義務の時期について「出産後1年」とされている。
- ・ 従来までの予算事業においては、出産直後から4ヵ月頃までの時期が、一般に母親の身体的回復と心理的な安定を促進し、育児に関する不安や生活上の困りごと等において専門的な指導又はケアが必要な時期として設定されたものである。
- ・ しかしながら、改正法においては、低出生体重児等の場合に、入院期間の長期化で退院時期が出産後4か月を超える場合もあることや、産婦の自殺は出産後5か月以降にも認められるなど、出産後1年を通じてメンタルヘルスケアの重要性が高いことなどを踏まえて、「出産後1年」とされたところである。
- ・ そのため、市町村において本事業の対象時期を定める際には、こうした趣旨を踏まえ、母子及びその家族の状況、愛着形成の重要性、地域におけるニーズや社会資源の状況等を踏まえ判断すること。
- ・ なお、早産児や低出生体重児の場合は、発育・発達の遅延等のリスクが大きく、母親は様々な不安や育児上の困難を抱えやすい傾向にあるため、出産予定日を基準にした修正月齢を参考にした産後ケアの利用が考えられること。

2 産後ケア事業の実施基準

(1) 改正内容

- ・ 市町村は、産後ケア事業を行うに当たっては、産後ケア事業の人員、設備及び運営に関する基準として厚生労働省令で定める基準に従って行わなければならないこと。(法第17条の2第2項関係)
- ・ 法第17条の2第2項の厚生労働省令で定める基準について、以下に掲げるものとする。こと。(規則第7条の4)

ア 産後ケア事業を管理する者を定めること。

イ 助産師、保健師又は看護師のいずれかを常に1名以上置くとともに、事業の内容に応じ、心理に関する知識を有する者その他事業の実施に必要な者を置くこと。

ウ 緊急時の対応等を含め、出産後1年を経過しない女子及び乳児の状況に応じた適切な産後ケアを行うことができるよう、医療機関との連携体制を確保すること。

エ 次の(ア)又は(イ)に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該規定に定める設備を設置すること。ただし、近隣の場所にある他の施設において共同して使用できる設備がある施設であつて、出産後1年を経過しない女子及び乳児に対する産後ケアに支障がないものである場合には、この限りでない。

(ア) 短期入所を行う事業 次に掲げる設備

- a 居室
- b カウンセリングを行う部屋
- c 乳児の保育を行う部屋
- d その他事業の実施に必要な設備

(イ) 通所を行う事業 出産後1年を経過しない女子及び乳児を通わせ、個別的又は集団的に産後ケアを適切に行うために必要な設備

オ 産後ケア事業のうち、短期入所を行う事業については、アからエに掲げる要件のほか、次に掲げる要件を満たすこと。

(ア) 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること

(イ) 同時におおむね20人以上の出産後1年を経過しない女子を短期間入所させてはならないこと。ただし、他に短期間入所させるべき適当な施設がない場合において、臨時応急のため短期間入所させるときは、この限りでない。

(2) 留意事項

- ・ 人員基準について、助産師、保健師又は看護師のいずれかを常に1名以上置くこととされているが、特に、出産後4カ月頃までの時期は、褥婦や新生児の保健指導を行うことから、原則、助産師を中心とした実施体制での対応とすること。
- ・ 第2の1(1)アに記載する短期入所事業を行う施設(法第17条の2第1項第1号の厚生労働省令で定める施設)について、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業の適用外であること。
- ・ また、同施設については、建築基準法(昭和25年法律第201号)における用途規制上「ホテル又は旅館」に該当しないこと。
- ・ 産後ケア事業を行う施設は、施設の種類や事業内容に応じて、建築基準法上の取扱いが異なるため、産後ケア事業の円滑な運用に資するよう、建築部局と必要な情報共有に努めること。

3 妊産婦及び乳児に対する支援の一体的な実施

(1) 改正内容

市町村は、産後ケア事業の実施に当たっては、妊娠中から出産後に至る支援を切れ目なく行う観点から、母子健康包括支援センターその他の関係機関との必要な連絡調整並びに法に基づく母子保健に関する他の事業並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他の法令に基づく母性及び乳児の保健及び福祉に関する事業との連携を図ることにより、妊産婦及び乳児に対する支援の一体的な実施その他の措置を講ずるよう努めなければならないこと。(法第17条の2第3項関係)

(2) 留意事項

市町村においては、令和元年12月1日に施行された成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(平成30年法律第104号)を踏まえつつ、産後ケア事業と子育て世代包括支援センターを中心とする関係機関の連携により、妊娠期から子育て期に至るまでの切れ目ない支援体制の構築を図られたいこと。